平成28年度第12回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成29年3月17日 場所 十和田市役所議会会議室

平成28年度第12回十和田市農業委員会総会

- 1. 場 所 十和田市役所議会会議室
- 2. 開会日時 平成29年3月17日(金) 午後2時02分
- 3. 閉会日時 平成29年3月17日(金) 午後2時45分
- 4. 出席委員(22名)

1番	箕	輪	展	忠	君	2番	V	7	目	喜仁	人力	君
4番	竹	浦	寿	広	君	5番	乍	ケク	原	重	義	君
6番	漆	畑	敏	男	君	8番	É		Щ	新	市	君
9番	中野	渡		稔	君	10番	カ	ķ	崎	和	夫	君
11番	北	上		稔	君	12番		划	分	弘	志	君
13番	甲	田		稔	君	14番	互	<u></u>	JII	洋	人	君
15番	古	舘	成	光	君	16番	1	/	JII	正	孝	君
17番	新屋	敷	より)子	君	18番	木	1	Щ	秀	明	君
19番	力	石	堅大	て郎	君	21番	L	Ц	崎	誠	_	君
23番	畑	Щ	喜太	て郎	君	25番		下久	、保	トョ	ŕ子	君
26番	野	崎	させ	5子	君	27番	F	þ	野		均	君

5. 欠 席 委 員(4名)

7番 宮本正志君 20番 米田一典君 22番 佐々木君信君 24番 漆坂政行君

6. 欠員(1名)

3番

7. 会議に付した案件

報告第59号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について 報告第60号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について 報告第61号 農地の転用事実に関する照会について 報告第62号 農地等の現況について (裁判所) 報告第63号 農地利用配分計画の認可について 議案第72号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について 議案第73号 競売買受適格者の証明について 議案第74号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について 十和田市農用地利用集積計画の決定について 議案第75号 議案第76号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について 議案第77号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について 議案第78号 平成29年度十和田市農業委員会事業計画について

8. 議事録署名委員

21番 山崎誠一君 23番 畑山喜太郎君

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 事務局次長 野 田 健 治 市澤新吾 事務局振興係長 暢 事務局農地係長 守 力 石 浩 越 \mathbb{H} 事務局主任主査 山崎和 也 事務局主任主査 野 月 明 久 事務局主事 江 渡 俊 裕

10. 書記

事務局主任主査 野月明久

- 議 長(中野均君)本日の欠席通告者は7番 宮本 正志 委員、20番 米田 一典 委員、22番 佐々木 君信 委員、24番 漆坂 政行 委員です。出席委員 は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただいまより、平成 29年3月8日に告示招集いたしました平成28年度第12回十和田市農業委員 会総会を開会いたします。
- 議 長(中野均君) これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名 を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することに ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長(中野均君)ご異議なしと認め、議長より指名いたします。 21番 山崎 誠一 委員、23番 畑山 喜太郎 委員を指名いたします。
- 議 長(中野均君)会議書記には野月明久君を、参与には事務局長以下各職員を任命い たします。
- 議 長(中野均君)次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。 総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

- 議 長(中野均君)ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。
- 議 長(中野均君)次に報告第59号について事務局から報告いたします。
- 事務局長(野田健治君)それでは、1ページをお願いいたします。報告第59号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件でございます。2ページをお願いいたします。今回は12件で、全て合意解約によるものです。60番は31ページの34番で基盤法による売買があります。61番につきましても32ページの37番で基盤法による売買があります。62番につきましても32ページの39番で基盤法による売買があります。63番の一筆は21ページの104番で3条申請による賃貸借及び残りの一筆は、今後貸借の予定があります。64番は今後、農地中間管理機構との貸借を予定しているとのことでございます。3ページをお願いいたします。65番は21ページの102番と103番で3条申請による売買があります。66番と67番は自

ら耕作するものです。この内、65番と66番につきましては、農地中間管理機構との貸借に関する解約であることから経営転換協力金などを受けている場合は返還等の義務が出てまいります。65番ですが機構に貸し出した農地の一部の解約ということで、この場合は経営転換協力金の返還等の要件には該当しておりません。66番につきましては貸し出した農地の全部の解約ということでございますので交付された経営転換協力金の全額を返還することとなります。68番は今後貸借を予定しているとのことです。69番は貸借を申請しており、次回の総会案件となっております。4ページをお願いいたします。70番と71番は今後、貸借を予定しているとのことです。以上でございます。

議 長(中野均君)報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(中野均君)なしと認めます。よって報告第59号を報告済みといたします。

議 長(中野均君)次に報告第60号について事務局から報告をいたします。

事務局長(野田健治君)5ページをお願いいたします。報告第60号、農地法第3条の 3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定 により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する 件でございます。6ページから13ページになります。今回は25件で全て相 続によるものです。なお、今回は1件のあっせん希望がございます。まず6ペ ージでございますが、126番は一部は貸借中、その他は自ら耕作するもので す。127番は一部に被相続人が住宅建築のため農地転用許可を受け目的の用 に供しており現況宅地となっておりますが、地目変更登記をしないまま相続し たものでございます。その他は自ら耕作するものです。 7ページです。 128 番と131番は自ら耕作するものです。129番と132番は一部は貸借中、 その他は自ら耕作するものです。130番と133番は一部が居宅及び農業用 施設のため、宅地となっておりますが、その他は自ら耕作するものでございま す。8ページをお願いいたします。134番と136番は自ら耕作するもので す。135番は親戚が耕作します。なお、135番と136番の被相続人は同 一人となっております。9ページでございます。137番から139番は一部 は貸借中、その他は自ら耕作するものです。なお、138番は一部が宅地とな っております。また、139番はあっせんを希望しておりますので貸借等希望 のリストに掲載のうえ、今後、譲受人もしくは借受人をあっせんしてまいりま す。140番は農地として管理されておりますが、今後売却を予定していると いうことでございます。10ページをお願いいたします。141番は自ら耕作 するものです。142番は一部が農業用施設のため宅地となっておりますが、 その他は自ら耕作するものです。143番は貸借中でございます。11ページ

でございます。144番と145番は一部は貸借中、その他は自ら耕作するものです。146番は親戚が耕作をしており、一部は貸借中となっております。なお、145番と146番の被相続人は同一人でございます。147番は次の12ページにわたりますが、一部は農業用施設のため宅地、また一部が公衆用道路となっておりますが、その他は自ら耕作するものでございます。12ページでございます。148番は自ら耕作するものです。149番は貸借中となっております。13ページでございます。150番は自ら耕作するものです。なお、相続を受けた農地の一部が農地以外の用途になっているものについては、この後、分筆及び地目変更登記を指導してまいります。以上でございます。

議 長(中野均君)報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(中野均君)なしと認めます。よって報告第60号を報告済みといたします。

議 長(中野均君)次に報告第61号について事務局から報告をいたします。

事務局長(野田健治君)14ページをお願いいたします。報告第61号、農地の転用事 実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況につ いて照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので 報告する件でございます。15ページをお願いいたします。今回の照会件数は 3件6筆で、現地調査は3月8日に実施し、法務局への回答は3月10日に行 っております。40番の場所ですが国道4号を北に進み、JA十和田おいらせ 大深内支店を過ぎた洞内小学校に向かうところの交差点を西に約160メート ルほど進んだ地点の道路北側になります。申請地には50年ほど前に建築した 住宅がはみ出して建てられており、この部分について分筆登記を行い、非農地 と回答しております。41番は国道4号を北に進み池ノ平にある日本ニューホ ランド株式会社十和田営業所の交差点を東に向かい、早坂集落のあかまつ園入 口からさらに東に約230メートル進んだところから北に80メートル進んだ 道路の西側になります。①と②には昭和39年に建築し、昭和47年に増築し た住宅、③には農業用倉庫が2棟建っております。④は通路の一部となってい るということでございます。いずれも建物の敷地または通路となっているとい うことから現況に合わせて分筆登記を行い、非農地と回答しております。42 番は国道102号を十和田湖方面に向かい、広瀬橋を渡って120メートルほ ど進んだ地点から東に260メートル進んだ道路の南側でEMの里から西へ1 00メートルの場所でございます。この申請地は住宅と一体的に庭木の植栽や 池など庭として使われており、庭木の樹高等から相当長期間、庭の状態にある と推定されることから非農地と回答しております。以上でございます。

議 長(中野均君)報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(中野均君)なしと認めます。よって報告第61号を報告済みといたします。

議 長(中野均君)次に報告第62号について事務局から報告をいたします。

事務局長(野田健治君)16ページをお願いいたします。報告第62号、農地等の現況について、裁判所。青森地方裁判所八戸支部から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。17ページでございます。今回の照会件数は1件1筆で、現地調査は3月8日に実施し、裁判所への回答は3月10日に行っております。6番は、旧国道4号を市内から七戸方面に進行し青森ダイハツモータース十和田店を過ぎたところの道路を東に道なりに約500メートル進んだ地点の道路の西側になります。照会対象地は農作物等の作付はされておらず、一面に雑草が生え、一部には低木が生えるなど耕作がされていない状況ではございますが、草刈りや伐採、抜根等により耕地への回復は十分可能であり農地性はあると判断されることから農地と回答しております。以上でございます。

議 長(中野均君)報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(中野均君)なしと認めます。よって報告第62号を報告済みといたします。

議 長(中野均君)次に報告第63号について事務局から報告をいたします。

事務局長(野田健治君)18ページでございます。報告第63号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件でございます。今回の報告案件は平成28年12月15日開催の平成28年度第9回総会議案第50号で農用地利用集積計画の決定の承認をされたものについて、平成29年2月24日付で県知事から配分計画の認可があったものでございます。利用権を設定する者は中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターでございます。19ページでございますが、使用貸借による権利が1件3筆で5,211平方メートルとなっております。12番は利用権の設定期間は10年間となっており、同一字の2筆については、その所有者に対し耕作者集積協力金が交付されるということになっております。以上でございます。

議 長(中野均君)報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議 長(中野均君)なしと認めます。よって報告第63号を報告済みといたします。
- 議 長(中野均君) ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第2 班で、調査員は竹ケ原班長、杉山委員、力石委員の3名です。3月8日に現地調査及び市役所新館4階会議室での聴取調査を行っております。
- 議 長(中野均君)ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時15分

(______ 委員、_____ 委員、_____ 委員、____ 委員 退席)

再開 午後2時16分

- 議 長(中野均君)休憩を解いて会議を再開いたします。
- 議 長(中野均君)次に議案第72号を上程いたします。事務局から提案理由の説明を いたします。
- 事務局長(野田健治君) 20ページでございます。議案第72号、農地法第3条第1項 の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、 別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件でございます。
- 議 長(中野均君)許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。 5番 竹ケ原 重義 委員、お願いします。
- 報告委員(竹ケ原重義君)それでは、第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は40件で、うち所有権移転が10件、賃借権設定が29件、使用貸借による権利の設定が1件です。まず、所有権移転ですが、申請のあった10件のうち、申請番号99番から104番までは売買で、99番は労力不足、100番から104番までは相手方要望によるものです。申請番号105番から108番は贈与で、105番は同一世帯の親から子へ、106番から108番はそれぞれ親戚へ贈与するものです。次に賃貸借及び使用貸借についてですが、23ページの104番から26ページの130番までは労力不足により、131番と132番は相手方要望により、それぞれ賃貸借するものです。27ページの申請番号13

3番は使用貸借による権利の設定で、親から子へ経営移譲するものです。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

- 議 長(中野均君) 竹ケ原委員、ご苦労様でした。事務局から提出議案の内容を説明い たします。
- 事務局長(野田健治君)それでは、調査委員報告の内容について補足的な説明をさせていただきます。21ページでございますが、102番と103番でございます。譲渡人が同一人で3ページの65番で解約したものでございます。104番は2ページの63番で解約したものでございます。23ページをお願いいたします。104番と105番の貸人は同一人となっております。106番から109番までの4件につきましては借人が同一人となっております。111番は基盤強化法での貸付期限到来により再設定をするものでございます。24ページをお願いいたします。114番と115番は借人が同一人となっております。116番と117番につきましても同じく借人が同一人となっております。25ページでございます。123番は基盤強化法での貸付期限到来により再設定をするものでございます。26ページをお願いいたします。128番と129番は借人が同一人となっております。所有権移転の99番から108番まで及び貸借の104番から133番までの農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。
- 議 長(中野均君)これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(中野均君)なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可する ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長(中野均君)ご異議なしと認めます。よって議案第72号は許可することに決定 いたしました。
- 議 長(中野均君)ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時20分

(委員、	委員、	委員	着席)
-------	-----	----	----	---

再開 午後2時22分

- 議 長(中野均君)休憩を解いて会議を再開いたします。
- 議 長(中野均君)次に議案第73号を上程いたします。事務局から提案理由の説明を いたします。
- 事務局長(野田健治君)28ページをお願いいたします。議案第73号、競売買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願いの提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする件でございます。29ページでございます。今回証明願いのあった農地は平成27年8月12日に裁判所に農地回答しており、8月21日開催の平成27年度第5回総会で報告したもので、平成29年1月19日に競売の公告がされております。入札期間は平成29年3月9日から3月16日、開札期日は3月22日、売却決定期日は3月29日となっております。なお特別売却は3月23日から24日となっております。したがいまして、本日の総会時点ですでに入札期間を過ぎておりますので、特別売却による入札となるものでございます。経営拡張のため買受を希望するものでございます。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。

議 長(中野均君)ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時23分

(事務局から競売に係る土地の所有者及び売却基準価格についての説明をする。)

再開 午後2時24分

- 議 長(中野均君)休憩を解いて会議を再開いたします。
- 議長(中野均君)これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(中野均君)なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認する

ことにご異議ありませんか。

- 議 長(中野均君)ご異議なしと認めます。よって議案第73号は承認することに決定 いたしました。
- 議 長(中野均君)次に議案第74号を上程いたします。事務局から提案理由の説明を いたします。
- 事務局長(野田健治君)30ページをお願いいたします。議案第74号、十和田市農用 地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条 第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を 定めるよう要請することの承認を求める件でございます。
- 議 長(中野均君)農用地利用調整会議の結果について報告願います。19番 力石 堅太郎 委員、お願いします。
- 報告委員(力石堅太郎君) それでは、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。3月8日午後に、竹ケ原委員、杉山委員と私の3名で、会長室において農用地利用調整会議を行い、聴き取り調査を実施しました。あっせん件数は所有権移転の6件です。申請地はすべて、農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は認定農業者です。申請番号34番から39番までの6件は、すべて労力不足により売買するものです。これらの農地は、所有権の移転を受ける者の経営する農地の近くにあることから、農地の集約が図られるものと考えます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認めましたので、その旨を3月8日付で、会長あてに農用地利用調整会議の調整結果報告として報告しております。以上のことから、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。
- 議 長(中野均君)力石委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。
- 事務局長(野田健治君)それでは、ただいまの調査員報告の内容について、補足的な説明をさせていただきます。31ページでございます。34番と35番は所有権の移転を受ける者が同一人となっております。なお、34番は、2ページの60番で解約したものでございます。32ページをお顔いいたします。37番は所有権の移転を受ける者の父親が借人となっていた土地でございますが、2ページの61番で解約したうえで所有権移転するというものでございます。38番は現在、基盤法での利用権の設定を受けている者が所有権の移転の受けるも

のでございます。39番は2ページ62番で解約したものでございます。今回申請のあった所有権移転6件につきましては調査書のとおりで、農業経営基盤促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

議 長(中野均君)これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(中野均君)なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請する ことにご異議ありませんか。

- 議 長(中野均君)ご異議なしと認めます。よって議案第74号は要請することに決定 いたしました。
- 議 長(中野均君)次に議案第75号を上程いたします。事務局から提案理由の説明を いたします。
- 事務局長(野田健治君)33ページでございます。議案第75号、十和田市農用地利用 集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基 づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとお り十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件でございま す。34ページから39ページになります。賃借権が20件58筆、180、 862平方メートルとなっております。農地中間管理機構である公益社団法人 あおもり農林業支援センターへ利用権設定をするもので、設定期間は全て10 年間となっております。34ページの44番は経営転換協力金の対象となって おります。45番と46番の利用権を設定する者は、この後40ページの26 番と同一人で経営転換協力金の対象となっております。35ページでございま す。47番は協力金の対象となっていないものでございます。48番は耕作者 集積協力金、49番と50番はそれぞれ経営転換協力金の対象となっておりま す。36ページをお願いいたします。51番と53番はそれぞれ経営転換協力 金、52番は耕作者集積協力金の対象となっております。37ページでござい ますが、54番と55番の利用権を設定する者は40ページの27番と同一人 で経営転換協力金の対象となっております。56番と57番の利用権を設定す る者は同一人で57番は耕作者集積協力金の対象となっております。38ペー ジをお願いいたします。58番から61番までの4件につきましては利用権を 設定する者は同一人で、耕作者集積協力金の対象となっております。39ペー ジでございますが、62番及び63番は耕作者集積協力金の対象となっており

ます。 40ページをお願いいたします。使用貸借による権利でございます。使用貸借による権利が3件8筆、14,822平方メートルとなっております。設定期間は全て10年間でございます。26番の利用権設定をする者は34ページの45番、46番と同一人です。27番の利用権設定をする者は37ページの54番、55番と同一人です。378番は耕作者集積協力金の対象となっております。以上でございます。

議 長(中野均君)これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(中野均君)なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認とすることにご異議ありませんか。

- 議 長(中野均君)ご異議なしと認めます。よって議案第75号は承認することに決定 いたしました。
- 議 長(中野均君)次に議案第76号を上程いたします。事務局から提案理由の説明を いたします。
- 事務局長(野田健治君)41ページをお願いいたします。議案第76号、農地法第4条 第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項 の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付す るための意見を求める件でございます。
- 議 長(中野均君)許可申請に係る現地調査及び聴き取り調査の結果について報告願います。18番 杉山 秀明 委員、お願いします。
- 報告委員(杉山秀明君)それでは、第4条の農地転用に関する報告をいたします。第4条の農地転用は、今月は申請番号15番の1件です。転用事由は、自己住宅の建築で、自己所有地に平屋の住宅を建築するものです。農地区分につきましては、都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。以上、現地調査と聴き取り調査の結果、申請地は、農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。
- 議 長(中野均君) 杉山委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

- 事務局長(野田健治君)それでは、申請地の場所のご説明をしたいと思います。15番の場所は三本木高校正門から東に進み、旧国道4号を横断したところの最初の交差点にあるしんクリニックの北側道路をさらに東へ200メートル進み、東奥日報大柳新聞店のある交差点を南に400メートル進んだ道路に西側でございます。申請地に自己住宅を建築するものでございます。以上でございます。
- 議 長(中野均君)これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(中野均君)なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当 とすることにご異議ありませんか。

- 議 長(中野均君)ご異議なしと認めます。よって議案第76号は許可相当とすること に決定いたしました。
- 議 長(中野均君)次に議案第77号を上程いたします。事務局から提案理由の説明を いたします。
- 事務局長(野田健治君)43ページでございます。議案第77号、農地法第5条第1項 の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定 により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため の意見を求める件でございます。
- 議 長(中野均君) 許可申請に係る現地調査及び聴き取り調査の結果について報告願います。18番 杉山 秀明 委員、お願いします。
- 報告委員(杉山秀明君) それでは、第5条の農地転用に関する報告をいたします。第5条の農地転用は、今月は申請番号60番の1件です。転用事由は、貸駐車場の整備です。譲受人が経営する会社の駐車場が手狭であることから、会社の隣接地を買い受けて駐車場とし、会社へ貸し付けるものです。聴き取り調査を行ったところ、雨水は自然浸透により処理するとのことでしたが、大雨が降った時などに水があふれ、付近の農地に被害を及ぼす恐れがあることから、計画の見直しを指導しました。その後、敷地内に側溝と浸透桝を敷設するとの回答がありましたので、被害は発生しないものと考えます。農地区分につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であり、いずれの要件にも該当しない農地として、第2種農地のその他の農地に該当します。以上、現地調査と聴き取り調査の結果、申請地は、

農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、 委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

- 議 長(中野均君) 杉山委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。
- 事務局長(野田健治君)それでは、申請地の場所についてご説明をいたします。60番の場所は国道4号を洞内方面から南に進み、国道4号バイパスへ分岐する交差点の東側にある株式会社プラスオートの東側隣接地になります。農地を買受けて隣接する自動車整備会社への貸駐車場を整備するものでございます。以上でございます。
- 議 長(中野均君)これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(中野均君)なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当 とすることにご異議ありませんか。

- 議 長(中野均君)ご異議なしと認めます。よって議案第77号は許可相当とすること に決定いたしました。
- 議 長(中野均君)次に議案第78号を上程いたします。事務局から提案理由の説明を いたします。
- 事務局長(野田健治君)45ページでございます。議案第78号、平成29年度十和田市農業委員会事業計画について。このことについて、別紙のとおり平成29年度十和田市農業委員会事業計画を定めたいので、承認を求める件でございます。46ページをお願いいたします。基本方針については全文を読み上げ後、事業計画につきましては掻い摘んでご説明をいたします。平成29年度十和田市農業委員会事業計画案。基本方針。政府は、平成28年11月29日に農林水産業・地域の活力創造本部を開催し、農林水産業・地域の活力創造プラン改訂について、農林水産業の輸出力強化戦略を1年前倒しで実施するとともに、更なる農業の競争力強化のためのプログラムを追加し、この中で生産資材価格形成の仕組みの見直しや流通加工の業界構造の確立など、13項目に亘る事項に取り組むこととしました。また、平成28年4月1日に改正農業委員会法が施行され、農業委員会は、農地等の利用の最適化、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進の推進に取り組む体制が強化され

委員会体制のもとで活動が始まることとなります。こうした歴史的な制度改正 のもと、大きく農業構造が変革していく中で、将来にわたって安全・安心で安 定的な食糧供給を行うためには、国土・環境保全の基盤である農地を守り、地 域農業を牽引する優れた経営感覚を備えた担い手の育成・支援による人材力強 化を進めていくことが喫緊の課題となっています。農山漁村を取り巻く環境は、 担い手の減少や高齢化・遊休農地の増加など、農業構造が大きく変動する中で、 農地台帳の法定化とともに農地情報をインターネット上で公開する農地ナビの 活用により、農地中間管理機構の業務への積極的な関与を含めた事務・事業を 円滑かつ適正に推進していく事が求められており、今後とも農業委員会の担う 役割は更に重要度を増しております。こうしたことから当農業委員会は、農業 者の公的代表機関として、農業情勢を的確に把握しながら、農業・農村が抱え る課題の解消や農業推進に向けて積極的に取り組み、新たな制度に対応するた め、次のとおり事業計画を定めます。事業計画につきましては8項目にわたっ ております。まず1の農業委員会の活動強化・体制整備と適正な事務の執行及 び2の農地台帳の適正管理と情報の整備に努めることに関しましては、昨年と 同様でございます。47ページをお願いいたします。3の農地等の利用の最適 化の推進につきましては、改正農業委員会法で必須業務として法定されたこと から、新たな計画として加えたものでございます。農業委員と農地利用最適化 推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて農地等の利用の最適化の推進 に努めることとし、次の3点を掲げております。まず、(1)農地利用最適化 推進委員の委嘱。(2)農地利用の最適化の推進に関する指針の作成・変更。 (3)農業委員と農地利用最適化推進委員との連絡会議等の開催でございます。 まず、(1)の農地利用最適化推進委員の委嘱につきましては、7月20日以 降の新たな農業委員会体制におきまして、募集等から選考された推進委員、定 数は14人でございますが、その推進委員につきまして総会の承認を経て、委 嘱をするということになっております。また、(2)につきましては、農業委 員会として最適化の推進に関して、具体的に現状と実態を把握したうえでどの くらいを目指していくのか、また、その具体的な推進方法はどうするのかなど を担い手への農地集積集約化や遊休農地の発生防止・解消、また新規参入の促 進について定めた指針の作成が法律で義務付けられております。(3)につき ましては、新たに推進委員が加わることで農地の集積や遊休農地に関すること などの業務などがより一層、具体的に進んでいくものと思いますが、あくまで も農業委員と一体的に進めていかなくてはならないことから、連携を密にしな がら情報の共有を図っていくのが重要になります。したがって、そうした連絡 会議的な場を設定していくことを想定しております。例えば農業委員、推進委 員の共通する業務に関する勉強会の開催、また遊休農地パトロールに関する現 状把握と一体的な現地調査の実施、また最適化に関する業務についての意見交 換や協議会など、一堂に会して情報共有する場を年数回、設定していくもので

ることとなり、当農業委員会においても平成29年7月20日から新しい農業

ございます。また推進委員は総会の求めに応じるかたちでの出席や、自らが総

会で意見を述べることができることから、そうした機会を含めて連携を図っていくことが必要と考えております。以上が3の新たな計画についての説明でございます。一方、4の遊休農地の解消と農地の確保・有効利用につきましては、変更はございません。次の5の担い手の確保・育成と農地の利用集積や経営確立の支援につきましては、農地等の最適化に関して、(4)の新規参入の支援活動を新たに加えております。これは新規就農者やまた農地所有適格法人などの新規参入により、担い手の確保や農地集積につなげていくというものでございます。それ以外は昨年と同様でございます。6の地域における意見集約や集落内の話し合い活動の展開、つぎの48ページの7の情報提供・広報活動の強化及び8の農政・研修活動の実施につきましては、これまでどおり実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長(中野均君)これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(中野均君)なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認する ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長(中野均君)ご異議なしと認めます。よって議案第78号は承認することに決定 いたしました。
- 議 長(中野均君)以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これ をもちまして、平成28年度第12回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。 ありがとうございました。

------ 閉会 午後2時45分 ----------

この議事録は書記の記載したものであるが、相違ないことを証するためここに署名する。

十和田市農業委員会

- 会 長
- 〇 21 番
- 〇 23 番